

茨城県報

第278号

平成3年9月19日

木曜日

目次

規 則

ページ

- 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(環境管理課) 1
- 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(社会福祉課) 3

(公安委員会)

- 聴聞および弁明の機会の供与に関する規則の一部を改正する規則 6

告 示

- 字の区域の変更(地方課) 9
- 生活保護法による医療機関の指定等(社会福祉課) 9
- 国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課) 11
- ふ化業者の登録(畜産課) 12
- 木材業者等の登録(林政課) 12
- 国土調査の指定(農地計画課) 14
- 道路の供用の開始(道路維持課) 14

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 15

公 示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起届(水産施設課) 15
- 県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課) 16
- 地籍調査の成果認証(農地計画課) 17
- 開発行為の工事完了(3件)(建築指導課) 17
- 道路の位置の指定(4件)(") 18

規 則

茨城県規則第57号

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年茨城県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「等」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

登録簿の閲覧日は、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日とする。

第8条第2項中「午前11時」を「正午」に、「午後4時」を「午後5時」に改める。

様式第9号中

営業区域に属する市町村の名称	水戸市	日上市	土浦市	古河市	河内市	石岡市	岡田市	下館市	結城市	城市
	竜ヶ崎	那珂	下妻	水戸	海井	常陸	太田	勝田	高萩	萩
	北茨城	笠間	取手	岩井	野里	牛久	久野	常北	桂	村
	常澄	茨城	小川	美野	間方	内原	会村	岩瀬	東海	村
	御前	大洗	友部	岩山	間方	七美	和村	緒川	金砂	郷
	那珂	瓜連	大宮	王子	王崎	旭	村	鉾田	大洋	村
	水府	鹿島	大神	戸崎	波崎	麻生	見町	牛堀	潮来	町
	大野	玉造	江東	美出	美出	阿玉	里村	八郷	新利	根
	河内	桜川	谷田	伊奈	真壁	谷和	原村	八協	千代	田
	新治	桜	城	明野	野和	大和	村	協和	千代	田
大穂	関	下	総	和	大	和	協	千代	田	
千代	石	代	利	根	五	霞	三	和	萩	
守谷	藤	代	利	根	五	霞	三	和	萩	

を

営業区域に属する市町村の名称	水戸市	日上市	土浦市	古河市	河内市	石岡市	岡田市	下館市	結城市	城市
	竜ヶ崎	那珂	下妻	水戸	海井	常陸	太田	勝田	高萩	萩
	北茨城	笠間	取手	岩井	野里	牛久	久野	常北	桂	村
	常澄	茨城	小川	美野	間方	内原	会村	岩瀬	東海	村
	御前	大洗	友部	岩山	間方	七美	和村	緒川	金砂	郷
	那珂	瓜連	大宮	王子	王崎	旭	村	鉾田	大洋	村
	水府	鹿島	大神	戸崎	波崎	麻生	見町	牛堀	潮来	町
	大野	玉造	江東	美出	美出	阿玉	里村	八郷	新利	根
	河内	桜川	谷田	伊奈	真壁	谷和	原村	八協	千代	田
	新治	桜	城	明野	野和	大和	村	協和	千代	田
大穂	関	下	総	和	大	和	協	千代	田	
千代	石	代	利	根	五	霞	三	和	萩	
守谷	藤	代	利	根	五	霞	三	和	萩	

に

(該当するものを○で囲むこと。)

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第58号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(昭和36年茨城県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第11号」を「第5条第12号」に改める。

別表(1) 更生資金の表中「1,040,000円」を「1,080,000円」に、「2,080,000円」を「2,160,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「330,000円」を「340,000円」に改め、別表(2) 身体障害者更生資金の表中「1,040,000円」を「1,080,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「490,000円」を「500,000円」に改め、別表(3) 生活資金の表中「58,000円」を「60,000円」に、「88,000円」を「91,000円」に改め、別表(4) 福祉資金の表中「250,000円」を「260,000円」に、「190,000円」を「210,000円」に、「520,000円」を「700,000円」に改め、別表(5) 住宅資金の表中「1,100,000円」を「1,150,000円」に改め、別表(6) 修学資金の表修学費の項中

「	
国公立高等学校	
1, 2年	月額 11,000円以内
3年	月額 10,000円以内
私立高等学校	
1, 2年	月額 23,000円以内
3年	月額 22,000円以内
国公立高等専門学校	
1, 2年	月額 14,000円以内
3年	月額 12,000円以内
4年	月額 26,000円以内
5年	月額 22,000円以内
私立高等専門学校	
1, 2年	月額 25,000円以内
3年	月額 23,000円以内
4年	月額 34,000円以内
5年	月額 30,000円以内

「	
国公立高等学校	
1年	月額 12,000円以内
2, 3年	月額 11,000円以内
私立高等学校	
1年	月額 24,000円以内
2, 3年	月額 23,000円以内
国公立高等専門学校	
1年	月額 15,000円以内
2, 3年	月額 14,000円以内
4, 5年	月額 26,000円以内
私立高等専門学校	
1年	月額 26,000円以内
2, 3年	月額 25,000円以内
4, 5年	月額 34,000円以内

国公立短期大学

1, 2年 月額 29,000円以内

私立短期大学

1, 2年 月額 37,000円以内

国公立大学

1, 2年 月額 29,000円以内

3, 4年 月額 26,000円以内

私立大学

1, 2年 月額 38,000円以内

3, 4年 月額 35,000円以内

国公立専修学校高等課程

1, 2年 月額 11,000円以内

3年 月額 10,000円以内

私立専修学校高等課程

1, 2年 月額 23,000円以内

3年 月額 22,000円以内

国公立専修学校専門課程

1, 2年 月額 29,000円以内

私立専修学校専門課程

1, 2年 月額 37,000円以内

国公立短期大学

1年 月額 32,000円以内

2年 月額 29,000円以内

私立短期大学

1年 月額 40,000円以内

2年 月額 37,000円以内

国公立大学

1年 月額 32,000円以内

2, 3年 月額 29,000円以内

4年 月額 26,000円以内

私立大学

1年 月額 41,000円以内

2, 3年 月額 38,000円以内

4年 月額 35,000円以内

国公立専修学校高等課程

1年 月額 12,000円以内

2, 3年 月額 11,000円以内

私立専修学校高等課程

1年 月額 24,000円以内

2, 3年 月額 23,000円以内

国公立専修学校専門課程

1年 月額 32,000円以内

2年 月額 29,000円以内

私立専修学校専門課程

1年 月額 40,000円以内

2年 月額 37,000円以内

を

に

改め、同表就学支度費の項中「37,000円」を「39,000円」に、「130,000円」を「135,000円」に、

「 短期大学 } 大 学 } 50,000円以内 専修学校専門課程	を	「 短期大学 } 大 学 } 53,000円以内 専修学校専門課程	に、
		〔国公立の短期大学，大学又は専修学校専門課程入学時に要する経費で特に必要と認められる場合は，別に205,000円以内〕	
		〔私立の短期大学，大学又は専修学校専門課程入学時に要する経費で特に必要と認められる場合は，別に265,000円以内〕	
「 高等学校 } 高等専門学校 } 50,000円以内 専修学校高等課程	を	「 高等学校 } 高等専門学校 } 53,000円以内 専修学校高等課程	に、
		「 短期大学 } 大 学 } 85,000円以内 専修学校専門課程	
「 短期大学 } 大 学 } 80,000円以内 専修学校専門課程	を	〔国公立の短期大学，大学又は専修学校専門課程入学時に要する経費で特に必要と認められる場合は，別に205,000円以内〕	に

」

〔私立の短期大学，大学又は
専修学校専門課程入学時に
要する経費で特に必要と認
られる場合は，別に265,00
0円以内〕

」

改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は，平成3年4月1日から適用する。

~~~~~

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第10号

聴聞および弁明の機会の供与に関する規則の一部を次のように改める。

平成3年9月19日

茨城県公安委員会委員長 菊 池 信 弘

聴聞および弁明の機会の供与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞および弁明の機会の供与に関する規則（昭和42年茨城県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「警視以上の階級にある者」の次に「又は警視相当以上の職にある者」を加える。

第9条第6項中「および」を「及び」に改め，「，第5項及び」の次に「第7条第3項並びに」を加え，「及び効力の停止並びに自動車等の運転禁止」を「，効力の停止及び自動車等の運転禁止並びに再試験に係る取消し」に改め，「第1項の通知書」の次に「及び第7条第3項の代理人選任届」を加える。

別記様式第1の1を次のように改める。

別記様式第1の1（表面）

聴 聞 通 知 書

通公本第 号  
年 月 日

殿

（茨城県公安委員会）  
茨城県警察本部長

道路交通法 の規定による聴聞を下記により行いますから出席されるよう通知します。

|             |  |
|-------------|--|
| 聴 聞 日 時     |  |
| 聴 聞 場 所     |  |
| 処分をしようとする理由 |  |
| 携 行 品       |  |

○ 聴聞とは

行政処分を適正に行うため、処分を受けるあなたから事案について有利な証拠の提出を受けたり、意見や弁明を聞く制度です。

|         |                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 聴聞場所案内図 | <div data-bbox="921 1289 1093 1387" data-label="Text"> <p>交通の便</p> </div> |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|

別記様式第1の1(裏面)

## 注 意 事 項

- 1 あなたが病気その他の理由で出席できないときは、代理人を出席させることができます。  
なお、代理人を選任したときは、下記の代理人選任届に所要事項を記入して聴聞の当日に提出して下さい。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく出席しなかったときは、審理の上処分を決定します。
- 3 聴聞終了直後に、運転免許の行政処分を執行しますから、自動車・原動機付自転車の運転をしないで来て下さい。
- 4 不明の点は、下記連絡先にお問い合わせ下さい。  
連絡先 茨城県警察本部 運転教育課 聴聞係  
電話 0292-93-8811(内)322

## 代 理 人 選 任 届

- 1 代理人の住所、職業、氏名、年齢
- 2 代理人との関係
- 3 代理人選任理由

上記の者を代理人と定め、聴聞に関するいっさいの権限及び決定された処分の執行を受けることを委任します。

年 月 日

住所

氏名

印

(茨城県公安委員会)  
茨城県警察本部長

殿



附 則

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第1045号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により笠間市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成 3 年 9 月 19 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

飯田字行人久保 887の1, 895の1

〃 字勘四郎 898の1, 899

〃 字堂ノ入 901

〃 字大井山 902の1, 902の2

上記を飯田字吉沢に変更

飯田字吉沢 881の2, 881の3, 882の2

上記を飯田字金久保に変更

茨城県告示第1046号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり、指定、廃止及び休止した。

平成 3 年 9 月 19 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| (医療機関コード)<br>名 称                    | 所 在 地            | 開 設 者            | 診 療 科 目 | 点数<br>表 | 指定等<br>年月日 | 指定等<br>の 別 |
|-------------------------------------|------------------|------------------|---------|---------|------------|------------|
| (0321679)<br>黒井整形外科医院               | 土浦市飯田2641        | 黒 井 信            | 整       | 乙       | 3.8.1      | 指 定        |
| (0321687)<br>荒川沖内科眼科<br>ク リ ニ ッ ク   | 土浦市荒川沖東<br>3-1-4 | 横 瀬 節            | 内、眼     | 〃       | 3.7.1      | 〃          |
| (2020824)<br>長 沢 眼 科 医 院            | つくば市西岡252        | 長 沢 徳 子          | 眼       | 〃       | 3.4.1      | 〃          |
| (0132122)<br>のぐち歯科医院                | 水戸市城南<br>2-5-45  | 野 口 知 彦          | 歯       | —       | 3.7.1      | 〃          |
| (0331112)<br>茨城県土浦心身障害<br>者歯科治療センター | 土浦市下高津<br>2-7-27 | 社団法人<br>茨城県歯科医師会 | 歯       | —       | 3.8.1      | 〃          |

|                                    |                       |              |               |   |        |     |
|------------------------------------|-----------------------|--------------|---------------|---|--------|-----|
| (0430443)<br>嶋野歯科医院                | 古河市坂間105-1            | 嶋野一弘         | 歯             | — | 3.7.1  | 指 定 |
| (1930367)<br>阿部歯科医院                | 牛久市牛久町<br>806-130     | 阿部浩          | 歯             | — | 3.8.1  | ”   |
| (2030753)<br>早乙女歯科医院               | つくば市玉取2707            | 早乙女均         | 歯             | — | 3.4.1  | ”   |
| (2030761)<br>池島歯科医院                | つくば市長高野1107           | 池島英雄         | 歯             | — | 3.4.1  | ”   |
| (3230410)<br>富士見台歯科                | 西茨城郡岩瀬町富士<br>見台2-72-1 | 村木英司         | 歯             | — | 3.7.1  | ”   |
| (3330715)<br>増子歯科医院                | 那珂郡大宮町<br>3275-21     | 増子強          | 歯             | — | 3.8.1  | ”   |
| (0420810)<br>遠藤医院                  | 古河市本町<br>2-14-1       | 医療法人<br>遠藤医院 | 産, 婦, 内,<br>小 | 乙 | 3.2.1  | ”   |
| (2040236)<br>(有)大竹薬局支店<br>北条奥井薬局   | つくば市北条189             | 有限会社<br>大竹薬局 | 調 剤           | — | 3.4.1  | ”   |
| (519)<br>小林接骨院                     | つくば市寺貝671             | 小林正志         | 柔道整復          | — | 3.4.1  | ”   |
| (520)<br>高谷整骨院                     | つくば市面ノ井463            | 高谷滋夫         | ”             | — | 3.4.1  | ”   |
| (521)<br>宮本接骨院                     | つくば市上郷1354            | 宮本久生         | ”             | — | 3.4.3  | ”   |
| (522)<br>新町接骨院                     | 猿島郡三和町山田<br>731-4     | 小野塚理         | ”             | — | 3.6.15 | ”   |
| (0280025)<br>老人保健施設日立南<br>ヘルシーセンター | 日立市大みか町<br>6-17-1     | 医療法人<br>光風会  | 老人保健<br>施設    | — | 3.6.11 | ”   |
| (0231239)<br>石井歯科医院                | 日立市久慈町<br>2-18-16     | 石井秀樹         | 歯             | — | 3.8.1  | ”   |
| (0132130)<br>谷川歯科医院                | 水戸市千波町<br>2374-39     | 谷川好一         | 歯             | — | 3.7.1  | ”   |
| (1730551)<br>橋中歯科医院                | 取手市野々井前原<br>136-19    | 橋中健彦         | 歯             | — | 3.8.1  | ”   |
| (3330723)<br>塩野歯科医院                | 那珂郡那珂町後台<br>680-1     | 塩野宗則         | 歯             | — | 3.8.1  | ”   |
| (0121392)<br>中島医院                  | 水戸市元吉田町1696           | 中島幹雄         | —             | — | 3.6.30 | 休 止 |
| (0120337)<br>千代田病院                 | 水戸市泉町<br>2-4-21       | 小澤修          | —             | — | 3.7.1  | ”   |

|                       |                       |      |   |   |        |    |
|-----------------------|-----------------------|------|---|---|--------|----|
| (0220608)<br>樋口産婦人科医院 | 日立市中成沢町<br>3-10-14    | 樋口安彦 | — | — | 3.9.1  | 廃止 |
| (0320572)<br>塚田産婦人科医院 | 土浦市中央<br>1-4-16       | 塚田成子 | — | — | 3.8.12 | 〃  |
| (0420679)<br>遠藤医院     | 古河市本町<br>2-14-1       | 遠藤章夫 | — | — | 3.1.31 | 〃  |
| (1020049)<br>渡辺医院     | 下妻市平方5                | 渡辺穎三 | — | — | 2.9.9  | 〃  |
| (2020543)<br>小林医院     | つくば市北条1560            | 小林輝仁 | — | — | 3.6.25 | 〃  |
| (3320645)<br>徳永産婦人科   | 那珂郡東海村村松<br>1025-1    | 徳永学  | — | — | 3.5.21 | 〃  |
| (1730015)<br>斉藤歯科医院   | 取手市取手<br>1-11-12      | 斉藤鋼  | — | — | 3.6.20 | 〃  |
| (3930407)<br>千代田歯科医院  | 新治郡千代田村<br>下稲吉2648-27 | 簿井良  | — | — | 元.3.31 | 〃  |
| (4330714)<br>境中央歯科医院  | 猿島郡境町210              | 安藤英一 | — | — | 3.2.28 | 〃  |
| (8)<br>宮本接骨院          | つくば市上郷1354            | 宮本洋  | — | — | 3.4.3  | 〃  |
| (76)<br>高橋柔道整復治療院     | つくば市谷田部2948           | 高橋和也 | — | — | 3.6.6  | 〃  |
| (274)<br>高橋大谷接骨院      | 稲敷郡美浦村大谷<br>1056-5    | 高橋幸夫 | — | — | 3.7.25 | 〃  |

茨城県告示第1047号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹内藤男

| 記号番号     | 登録年月日      | 国民健康保険医等 |
|----------|------------|----------|
| 茨国医 7732 | H. 3. 8. 9 | 太田 潤     |
| 茨国医 7734 | H. 3. 8. 9 | 中山 昇一    |

|     |         |             |         |
|-----|---------|-------------|---------|
| 茨国医 | 7 7 3 5 | H. 3. 8. 9  | 篠 田 雅 央 |
| 茨国医 | 7 7 3 6 | H. 3. 8. 13 | 石 塚 恒 夫 |
| 茨国医 | 7 7 3 7 | H. 3. 8. 13 | 森 雅 人   |
| 茨国歯 | 2 3 7 1 | H. 3. 7. 18 | 今 美 肇   |
| 茨国薬 | 1 8 2 3 | H. 3. 8. 14 | 田 中 悦 子 |
| 茨国薬 | 1 8 2 4 | H. 3. 8. 15 | 中 山 弥 生 |
| 茨国薬 | 1 8 2 5 | H. 3. 8. 15 | 山 内 敦 子 |

## 茨城県告示第1048号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 登録番号 | 登録年月日        | 登録の有効期限                            | 住所及び氏名又は名称                                | ふ化場の所在地及び名称                           |
|------|--------------|------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------|
| 南3-1 | 平成3年<br>9月1日 | 平成3年<br>9月1日<br>～<br>平成6年<br>8月31日 | 土浦市真鍋5丁目10番8合<br>資会社 霞浦孵卵場<br>代表社員 石引 誠一郎 | 土浦市真鍋5丁目10番8号<br>合 資 会 社<br>霞 浦 孵 卵 場 |

## 茨城県告示第1049号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 木材業者登録

| 登録番号 | 登録年月日  | 住所<br>(所在地)      | 氏名<br>(代表者<br>氏名) | 商号<br>(名称)  | 営業所又は工場 |       | 業種         | 備考 |
|------|--------|------------------|-------------------|-------------|---------|-------|------------|----|
|      |        |                  |                   |             | 所在地     | 名称    |            |    |
| 1243 | 3.9.11 | 常陸太田市<br>瑞竜町1144 | 沼田 猛              | (有)<br>竹晶建設 | 住所と同じ   | 商号と同じ | 販売業<br>その他 |    |
| 1244 | "      | 水戸市<br>田谷町1837   | 関 昇               | 大原建設(株)     | "       | "     | 販売業        |    |

|      |        |                         |       |                     |                      |       |             |  |
|------|--------|-------------------------|-------|---------------------|----------------------|-------|-------------|--|
| 1245 | 3.9.11 | 水戸市上水戸<br>2-10-2        | 黒沢 絃子 | (有)<br>黒沢木材<br>センター | 住所に同じ                | 商号に同じ | 販売業         |  |
| 1246 | "      | 高萩市安良川<br>字柳町208-1      | 亀山 和二 | (有)<br>亀山運送         | "                    | "     | 素材生産<br>その他 |  |
| 1247 | "      | 久慈郡大子町<br>頃藤5256        | 深谷 正次 | 深谷林業                | "                    | "     | 素材生産        |  |
| 1248 | "      | 久慈郡大子町<br>大沢685         | 高野 松治 | 高野林業                | "                    | "     | "           |  |
| 1249 | "      | 那珂郡那珂町<br>豊喰124-2       | 吉原 勝雄 | (有)<br>吉原材木店        | "                    | "     | 販売業         |  |
| 1250 | "      | 勝田市高野<br>667-8          | 石井 重一 | 石井林業                | "                    | "     | 素材生産        |  |
| 1251 | "      | 東茨城郡常澄<br>村大場1719       | 入野 進  | 入野木材                | "                    | "     | 素材生産<br>販売業 |  |
| 4170 | "      | 石岡市石岡<br>2184-6         | 額賀 信義 | 額賀林業                | "                    | "     | 素材生産        |  |
| 4171 | "      | 新治郡八郷町<br>小幡3184        | 桜井 義四 | 桜井林業                | "                    | "     | "           |  |
| 4172 | "      | 新治郡八郷町<br>瓦谷3319        | 石田 耕造 | 石田林業                | "                    | "     | "           |  |
| 4173 | "      | つくば市吉沼<br>1297-2        | 誉田 光春 | (株)ほまれ              | "                    | "     | 販売業         |  |
| 4174 | "      | 牛久市小坂町<br>3335-1        | 船山 富和 | (有)船山組              | "                    | "     | 素材生産        |  |
| 4175 | "      | 稲敷郡茎崎町<br>高見原<br>1-6-35 | 野原 五郎 | 野原商事                | "                    | "     | 素材生産<br>販売業 |  |
| 5143 | "      | 岩井市辺田<br>342-7          | 青木 一夫 | (有)<br>流通サービス       | 猿島郡猿島<br>町沓掛<br>3682 | "     | 販売業         |  |
| 5144 | "      | 水海道市中妻<br>町4260-7       | 塚原 吉郎 | 塚原材木店               | 住所に同じ                | "     | "           |  |

## 製材業者登録

| 登録番号 | 登録年月日  | 住所<br>(所在地)       | 氏名<br>(代表者<br>氏名) | 商号<br>(名称)   | 営業所又は工場 |       | 業種                 | 備考 |
|------|--------|-------------------|-------------------|--------------|---------|-------|--------------------|----|
|      |        |                   |                   |              | 所在地     | 名称    |                    |    |
| 2276 | 3.9.11 | 西茨城郡岩瀬<br>町岩瀬1477 | 大山 春男             | 大山銘木(有)      | 住所に同じ   | 商号に同じ | 素材生産<br>販売業<br>製材業 |    |
| 4574 | "      | 石岡市高浜<br>807      | 羽成 真二             | (有)<br>羽成製作所 | "       | "     | 販売業<br>製材業         |    |
| 4575 | "      | 牛久市女化町<br>978     | 大木 正寿             | 大木製材所        | "       | "     | 製材業                |    |

## 茨城県告示第1050号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 指定年月日 平成3年9月11日
- 2 調査を行う者の  
名 称 那珂町
- 3 調査地域 那珂郡那珂町大字飯田, 大字鴻巣, 大字戸崎の各一部
- 4 調査期間 平成3年9月12日から平成6年3月31日まで

## 茨城県告示第1051号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成3年9月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 路線名 県道 石岡下館線
- 2 供用開始の区間 石岡市大字柏原1番1地先から  
石岡市大字村上字林道根231番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成3年9月20日

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第31号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成3年9月19日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 しまむら
- 2 届出者の住所 埼玉県大宮市宮原町2丁目19番4号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら石下店  
結城郡石下町本石下4634番、4635番
- 4 現在の店舗面積 498㎡
- 5 増加しようとする店舗面積  
162㎡
- 6 増加部分の開店日  
平成4年2月16日

公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

## 1 届 出 事 項

|                         |       |                                  |
|-------------------------|-------|----------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名              | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする<br>漁業協同組合 |
| 稲敷郡美浦村木原590<br>橋本美夫ほか2名 | 美 浦   | 美浦村漁業協同組合                        |

## 2 指定漁船調書縦覧

## (1) 縦 覧 期 間

平成3年9月19日から平成3年10月3日まで

## (2) 縦 覧 場 所

| 加 入 区 | 縦 覧 場 所                    |
|-------|----------------------------|
| 美 浦   | 稲敷郡美浦村木原586-1<br>美浦村漁業協同組合 |

## ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営真弓地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類 県営真弓地区土地改良事業（区画整理）計画書写し
- 縦 覧 の 期 間 平成3年9月20日から平成3年10月17日まで
- 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営真弓地区土地改良事業（排水対策特別）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類 県営真弓地区土地改良事業（排水対策特別）計画書写し
- 縦 覧 の 期 間 平成3年9月20日から平成3年10月17日まで
- 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所



●地籍調査の成果認証

鹿島郡鉾田町，常陸太田市，石岡市，新治郡八郷町，西茨城郡岩瀬町における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称 | 鹿島郡鉾田町，常陸太田市，石岡市，新治郡八郷町，西茨城郡岩瀬町                                                                                                                                                                                                                                |
| 調査を行った期間   | 鹿島郡鉾田町大字鳥栖の全部，大字上富田，大字下富田，大字大和田，大字青柳の各一部<br>平成元年10月20日から平成2年2月15日まで<br>常陸太田市瑞竜の一部<br>平成元年10月16日から平成2年1月30日まで<br>石岡市石岡の一部<br>平成元年12月11日から平成2年3月17日まで<br>新治郡八郷町大字小屋，大字上曾，大字小倉，大字吉生の各一部<br>平成元年9月1日から平成元年12月8日まで<br>西茨城郡岩瀬町大字平沢，大字池亀の各一部<br>平成元年7月3日から平成2年1月26日まで |
| 認 証 年 月 日  | 平 成 3 年 9 月 11 日                                                                                                                                                                                                                                               |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年9月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北相馬郡守谷町薬師台2丁目19番1，同番2，同番3，同番4，同番5
- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号  
ミサワホーム株式会社  
代表取締役 三 澤 千代治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡新治村藤沢字東原 3 4 9 6 - 2 他 1 2 筆

2 事業主の住所及び氏名

新治郡新治村下坂田 2 0 3 0 - 6

株式会社 タナカ

代表取締役 田 中 豊

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 3 年 9 月 19 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字豊田字観音西 1 6 5 9 番 1, 同番 3

2 事業主の住所及び氏名

東京都台東区竜泉 1 丁目 24 番 4 号

三富士食品株式会社

代表取締役 川 野 欽 也

●道路の位置の指定

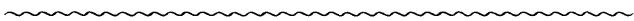
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 3 年 9 月 19 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                     |                       | 道 路 の 位 置                         | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名                       | 住 所                   |                                   | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第471号 | 3. 9. 11     | (株)ミサワホーム茨城<br>(代) 島村 征博  | 水戸市城南2丁目1番21号         | 鹿島町大字平井<br>字前山897-4               | メートル<br>4.10 | メートル<br>30.75 |
| "<br>第472号     | "            | 春日井産業茨城(株)<br>(代) 児嶋 和久   | 大洋村大字台濁沢1065          | 大野村大字荒野<br>字稲山1478-8              | 4.20         | 85.05         |
| "<br>第473号     | "            | (株)キヨーエiland<br>(代) 藤崎 保男 | 東京都渋谷区代々木1丁目<br>30番5号 | 大野村大字大小志崎字<br>下動山647-5, 字後畑477-10 | 5.00         | 34.00         |

|                 |         |       |                      |                                                                                     |                   |       |
|-----------------|---------|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------|
| 浦土木指令<br>第1324号 | 3. 9. 2 | 谷口 一輝 | 石岡市北府中<br>3 丁目 2 - 5 | 石岡市北府中 3 丁目<br>12240-186, 12240-248<br>12240-400, 12240-401<br>12240-402, 12240-403 | 4.05<br>}<br>7.00 | 44.18 |
|-----------------|---------|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------|



毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)